

知つててよかつた 情報配達便

12月
December

令和元年10月末現在	
世帯数	4,166世帯(+11)
人口	4,634人(-5)
男	4,634人(-5)
女	5,056人(+2)
計	9,680人(-13)
()内は前月比	

人のうごき

熊本県最低賃金が改正されました。

必ずチェック最低賃金!

くらし

（二財）消防試験研究センター・熊本県支部
096-364-5005

《旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ》

県では「旧優生保護法一時金受付・相談窓口」を設置し、一時金に関する相談・請求受付を行っています。
相談やお問い合わせ等については、下記まで御連絡いただきますようお願いします。
■熊本県旧優生保護法一時金受付・相談窓口（熊本県庁新館2階）
電話：096-333-2352
メール：yuusei@pref.kumamoto.lg.jp
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（月曜日～金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

リサイクルプラザつうしん

12月リサイクル体験受講者募集 クリーンパークファイブ ☎ 78-4433 玉名郡長洲町名石浜42-1

日	時間	講座	講師	募集人員	募集期間	準備するもの
①13日(金)	午前9時30分	「古布で作るにぎやかバッグ」 ※連続3回講座	古千代さん	10人	電話受付 2日回午前9時～10日回午後4時	①裁縫道具 ②黒色のミシン糸 ③赤色と黒色の手縫い糸 ④刺し子針 ⑤材料費：6,000円
②16日(月)	～午後4時				希望者多数の場合の抽選日 11日回午前10時	
③20日(金)						

※受付方法 電話で受付ますが、受講希望者が募集人員を超える場合は抽選を行います。

今月の相談

- 行政相談 12月12日(木)
午後1時～3時
- 補聴器相談 每週火曜日
午前9時～10時
- 社会福祉協議会 11月12日(木)
午後1時～3時
- 問 福祉課福祉係 ☎ 533-05330
問 行政相談委員野田泰臣さん
問 社会福祉協議会 ☎ 571-8503
- 心配ごと相談 毎週火曜日
午前9時～10時
- 役場福祉課 ☎ 533-05330
- 問 社会福祉協議会 ☎ 691-9020

●集合 有明フェリー長洲港ターミナル
(玉名郡長洲町長洲2168-25)
●参加費 男女とも2,000円
●応募締切 12月5日(木)正午まで

●応募資格 男性20～49歳、女性
20～49歳の独身者各40人（抽選）
●応募締切 12月1日(木)の事前セミナー
に参加された男女各20人は
抽選なしで参加できます。
※男性に限り、荒尾・玉名郡市
に在住か、勤務している人。
または、荒尾・玉名郡市
小・中学校を卒業した人。
※会員登録が必要。（当日の入
会も可能、登録料無料）

●申込方法 KOIBANAホームページ
よりお申込みください。
●申込・問合せ先 有明広域行政事務組合
KOIBANA荒尾・玉名地域
結婚サポートセンター
(玉名市役所岱明支所内)
受付時間：13時～19時
定休日：火曜日、水曜日
☎ 571-5144

●願書などの配置場所

受験願書・試験案内などは二度消
防試験研修センター・熊本県支部、
および県庁消防保安課に配置

●願書の請求・問い合わせ先

書面申請／12月12日(木)～19日(木)
電子申請／12月9日(月)～16日(月)
3・5・6類(丙種)

●試験日 令和2年2月2日(日)

●試験日程 午前の部午前10時開始(甲種、乙種第4類)
午後の部午後1時30分開始(乙種第1・2・3・5・6類、丙種)

●試験場所 熊本市

●受付期間期限

●試験日程

●危険物取扱者試験

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 聽覚、上肢・内部、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

この最低賃金は、県内すべての
事業者、労働者に適用されます。

●受講対象障がい 身体(視覚、
聴覚、上肢・内部)、知的、精神、
難病、高次脳機能

●試験日程

●時間額 令和元年10月1日から
790円

</div